

# 2018年チリ税制改正案の概要

2019年2月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

サンティアゴ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）サンティアゴ事務所が現地会計事務所 Deloitte に作成委託し、2018年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Deloitte は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Deloitte が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・サンティアゴ事務所  
E-mail：CHS@jetro.go.jp

**JETRO**

## 目次

はじめに .....	1
納税方式の簡素化.....	1
A. 納税方式.....	1
B. 税務帳簿登録の簡素化.....	2
C. 事業の閉鎖.....	2
D. 税金費用.....	2
国際税制 .....	3
A. 恒久的施設 (PE) .....	3
B. 二重課税の救済措置.....	4
C. 国際組織再編.....	4
D. 源泉税の修正.....	5
E. 追加源泉税の対象となる支払額の付加価値税 (VAT) 免除 .....	5
F. 間接販売に関するチリ事業体の共同責任の解消.....	5
G. 海外からのファイナンスに関する過小資本税制の修正.....	5
H. Back-to-back ファイナンスの 4%の源泉税優遇に対する制限 .....	6
I. 研究開発プロジェクトの勤労所得としてのロイヤルティー認識 .....	6
J. タックスヘイブンの管轄区域の新しい定義.....	6
税徴収に関する規定.....	7
A. FUT に対する代替税.....	7
B. 申告していない海外資産の登録 .....	7
C. 税務資本 (CPT) の差異の申告 .....	8
D. 審理中の合意.....	8
近代化.....	8
A. デジタルサービスに対する税.....	8
B. デジタルサービスおよびその他のサービスに対する VAT 源泉徴収者 .....	9
C. Green Taxes グリーン税.....	9
投資インセンティブ .....	9
A. 建設のための VAT 特別控除.....	9
B. 減価償却.....	10
C. 法第 27 条 .....	10
D. エクストリームゾーン .....	10

E. 資本的資産の輸入 .....	11
一般的租税回避への対抗ルール (GAAR) .....	11
その他の規定 .....	12
A. 電子インボイスシステム .....	12
B. キャピタルゲイン .....	12
C. 新しい納税者擁護庁 (DEDECON) .....	12
D. ストックオプション .....	13
E. VATのための「常習的」の概念 .....	13
公布 .....	14

## 2018年チリ税制改正案の概要

### はじめに

2018年8月23日、チリのセバスティアン・ピニェラ大統領は、法人税法、付加価値税法（VAT法）、税細則、およびその他の税制の改正を含む法案を議会に提出した。当改正の主要な目的は、2014年に改正された現在のチリ税法を近代化することにある。

当法案は議会の承認プロセスの初期段階にあり、現在までに入手可能な情報では、法案が承認されるのか、また承認されたとしてどの日付で承認されるのかを判断することはできない。

なお、前述のとおりこの法案は現行の税法の近代化を目指していることから、2014年に法第20,780号によって導入された税制改正ほど深く構造的ではなく、多岐にわたる細かい事項の改正が主となっている点に留意する必要がある。

### 納税方式の簡素化

#### A. 納税方式

現行制度においては、2017年1月1日より2種類の納税方式が採用され、チリ企業の納税者は、以下の2種類のどちらかの納税方式を選択する必要がある。

- インテグランド方式...当方式を採用した場合、チリ企業は25%の第一カテゴリー税（法人税に相当する税）が課され、また当チリ企業の株主（チリ非居住者）は、自己の所有割合に相当する当チリ企業の年間所得に対して、追加税として35%が毎年課税されることとなる。なお、チリ企業が支払った第一カテゴリー税の25%は、この際に全額税額控除される。
- セミ・インテグランド方式...当方式を採用した場合、チリ企業は27%の第一カテゴリー税が課され、また当チリ企業の株主（チリ非居住者）は、当チリ企業から利益が配当された時点で追加税として35%が課税されることとなる。なお、チリ企業が支払った第一カテゴリー税の27%のうち65%のみ税額控除されることから、総額として44.45%が課税されることとなる。ただし、チリ非居住者の株主がチリと租税条約を締結する国に居住する場合は、第一カテゴリー税27%の全額が税額控除される。なお、日本はチリと租税条約を締結する国に該当する。

ここで、税制改正案は、上記現行制度に対して単一の納税方式を提案している。この単一の納税方式において、チリ企業は27%の第一カテゴリー税が課され、またチリ非居住者である株主は、当チリ企業から利益が配当または分配された時点で、35%の追加源泉税が課されるが、チリ企業が支払った第一カテゴリー税27%全額を税額控除することができる。

従って、チリ非居住者である株主に対するチリの税金の合計は、株主がチリと租税条約を締結する国に居住するか否かにかかわらず35%となる。

なお、法人税法第14条Dにて規制されている中小企業の第一カテゴリー税率は25%となる。

## B. 税務帳簿登録の簡素化

税制改正案は、税制上の帳簿に関する簡素化も規定している。現行制度において、税務帳簿には、課税対象となる所得（RAI）、通常の減価償却と加速度償却の差異（DDAN）、そして益金不算入額（REX）の情報を登録しているが、これらは税制改正案において企業が益金不算入額を保有していない場合には必須ではなくなるとされている。

ただし、配当に課税がなされる場合は、年度の税額控除帳簿のみの作成が必須となる点に留意が必要である。

なお、減資などによる資金の送還が行われる際は、企業は税金の支払いをせずに減資をするために、上記の税務帳簿登録を行わなければならない。

## C. 事業の閉鎖

税制改正案は、事業が閉鎖される際、もし当事業の所有者が完全なる会計記録に基づいて所得を算出しているチリ居住の納税者であれば、当事業にかかる課税が保留中の利益は再投資されたとみなされ、課税は免除される。

また、当事業の所有者がチリ非居住者の場合、課税が保留中の利益に対しては第一カテゴリー税の税額控除の累計額と相殺したうえで、35%の事業閉鎖税が適用される。

## D. 税金費用

税制改正案は、費用の損金算入に柔軟性を持たせることを規定し、これにより一般的な損金算入要件を近代化し、修正しようとしている。

具体的には、以下の要件を満たす費用を損金算入可としている。

- i) 費用が企業のビジネスラインに直接的または間接的に関係していること（通常の、臨時的な、再発する、自発的なまたは強制的な費用を含む）。
- ii) 費用金額がその状況から判断して合理的であること。
- iii) 費用が過去に費用化されたものでないこと。
- iv) 費用が関連する事業年度に支払われる、または発生するものであること。
- v) 費用が合法的に発生したものであり、悪意ある行動に由来していないこと。
- vi) チリ税務当局の調査の際は、費用が正当なものと示されたものであること。

そのほか、以下のような事項が税制改正案上規定されている。

- 法人税法第31条にて新たに導入された特別経費\*について、企業が特別経費に該当する物品を寄付するのではなく破棄した場合は、当該費用は損金に算入できず、場合によってはペナルティ税が課される。

\* 特別経費とは、非営利団体に無料で配布される食料、衛生用品、書籍や学校用品、薬剤、衣服、玩具、建設資材などの費用のことである。

- 365日以上未払の状態が続いている関連者ではない第三者に対する債権は、税務上償却し損金に算入することができる。
- 売上高が年間10万チリUF（インフレ調整後の通貨単位、2018年12月14日現在の換算相場で約404万2,268米ドル）を超えない納税者は、税法にて規定された1/10の耐用年数にて固定資産の加速度償却を行い、当償却費を損金に算入することができる。なお、耐用年数は1年未満とすることはできない点に留意が必要である。
- 現在の、「雇用主の給与額」とパートナーシップメンバーの報酬に対して、規定されている損金算入上限が廃止され、会社の重要性に関連する合理的な報酬に基づく上限額に置き換えられる。
- 海外で提供されるサービスに対する報酬は、それが証拠のあるものでかつ直接または間接的に事業と関連するものであれば、損金として認められる。
- 組織再編の結果として、企業に編入された従業員に対して勤続年数に応じて最終的に支払われる年金は、仮に当従業員が元の会社で働いた年数に応じる分があったとしても、損金に算入することができる。
- プロジェクトなどの実行のために、その周辺地域や周辺コミュニティに対して支払われる環境対策費用は、損金への算入が許可される。
- 法的損害賠償としてクライアントやユーザーに支払われる費用は、損金への算入が認められる。
- 外国関連企業へのロイヤルティー支払いの損金算入上限を、売上高の4%とする現行制度が廃止される。

## 国際税制

### A. 恒久的施設（以下、PE）

税制改正案は、PEをOECD BEPSプロジェクトの最新の勧告を考慮して定義づけている。

具体的に以下がPEとみなされる。

- i. 事務所、施設、建設プロジェクト、支店などのように、チリに居住しない個人または法人の事業や活動の全部、または一部の恒久的な運営に使用される場所（この目的にのみ使用されているかどうかは問わない）。
- ii. 外国企業に代わって、反復して契約を締結したり、係る契約の締結につながる主導的役割を果たしたり、その本質的要素を交渉したりするような役割を、チリ国内にて果たす代理人。

ただし、通常のビジネスとして代理業務を行う経済的かつ法的に独立した代理人や、特定の期間、特定のプロジェクトに対して具体的な目的で行動し契約を締結する権限を有した代理人は、PEに該当しない。

さらに、チリに住所または居住地を持たない個人または法人が、チリ国内で排他的にスタートアップ活動を行う場合は、PEには該当しないとされている。

## B. 二重課税の救済措置

税制改正案は、外国税額控除の規則を一つの条項に統合し、すべての所得の種類別の控除限度額を統一させている。なお、現在は所得が租税条約国から生じたものかそうでないか、また受動的か否かなどによって、異なるルールが適用されている。

また、海外で納税された税金の認定も簡素化されている。

具体的に税制改正案では、外国税額控除は、国外所得が租税条約国からのものであるか、租税条約がない国からのものであるかにかかわらず、(a) 実際に海外に納税された外国所得税と、(b) 海外で課税される国外総所得の35%のいずれか低い方とされる。さらに、外国税額控除には、利用可能な控除額を、毎年の正味国外所得に加算した額の35%のグローバル上限が課される。

税制改正案は、二重課税の救済をチリに投資している外国企業に投資するチリ企業にも拡大している。つまり、もしチリで認識されなければならない所得が、非居住者または外国企業によってチリにて獲得された所得を元としている場合、追加源泉税を控除できる。すなわち、チリ企業が海外への投資を通して再度チリに投資するケースにおいて、最下層のチリ企業が海外へ行く配当に対する追加源泉税は、最上位のチリ企業において控除することができる。

さらに、海外への輸出サービスによるチリ源泉の所得に対して支払う外国税金は、その企業が過去3年間平均で、年間所得が10万チリUF（インフレ調整後の通貨単位、2018年12月14日現在の換算相場で約404万2,268米ドル）以下であれば、地方税に対して控除することができる。

## C. 国際組織再編

納税者に対してより透明性を提供するため、税制改正案はチリ税務当局の調査権限を国際組織再編について制限し、これらの組織再編が租税中立的なプロセスであることを示すための影響と要件を規定している。

つまり、税制改正案では、海外の企業が組織再編の一環として現物出資により企業を設立あるいは増資する場合で、当現物出資により提供される資産がチリに存在するものである場合、当該現物出資における当資産の価値が現物出資を行う企業にて税務上登録されている当資産の税務簿価と同額である限りにおいて、チリ税務当局はその事象に対して調査権限を有しないとされる。

税制改正案はチリの税務当局の調査権限は、上記にて説明されている企業グループの組織再編において、海外で設立された企業により実行される海外を通じた合併および分割手続に対しても適用されないとしている。

チリ企業が外国企業を吸収する場合で、かつ上記の要件が満たされている場合は、調査権限はチリ企業と外国企業間のクロスボーダーM&Aにも適用されない。

#### D. 源泉税の修正

税制改正案によると、株式等の売り手はチリ税務当局に対し、源泉徴収義務のあるキャピタルゲインを決定するよう要請することができる。ただし、そのためには納税者はチリ税務当局に、キャピタルゲインの見積額とすべての関連情報を提出しなければならない。

売り手はこの要請によって、源泉徴収義務の履行期限を延長することができ、チリ税務当局は納税者がすべての関連情報を提出してから 20 営業日以内に当要請を解決しなければならない。

なお、チリ税務当局がこの期日内に解決しなかった場合、当要請は認められたとみなされる。

#### E. 追加源泉税の対象となる支払額の付加価値税（VAT）免除

現在の VAT 法では、特定のサービスやその他の支払いで追加源泉税の対象となるものは、そのサービスがチリで提供され、チリの国内法または租税条約のもとで源泉税を免除されていない限り、VAT 免除となる。

税制改正案はこの措置を拡大させ、「チリで提供または利用され、チリ国内法または租税条約のもとで源泉税を免除される」サービスにまで広げている。

#### F. 間接販売に関するチリ事業体の共同責任の解消

税制改正案は、間接的移転が発生した場合の、チリに基礎をなす事業体の共同責任およびいくつかの責任の排除を定めている。現在は、チリに基礎をなす企業は、売り手が支払うべきまたは買い手によって源泉されるべき税について、両者がそれに対応しない場合に責任を負っている。

具体的には、もし日本企業が他国に設立した企業を通じてチリ企業に投資し、チリにおいて重要な資産を有する場合で、その日本企業が第三国企業に当国に設立した企業ごとチリ企業を売却した場合、その日本企業が得たキャピタルゲインに対してチリ税務当局は課税できることになるが、仮に当税の回収が適切に行われなかったとしても、現行制度と異なり、税制改正案ではチリ企業が当税の支払責任を日本企業と共同で負うことはない。

#### G. 海外からのファイナンスに関する過小資本税制の修正

税制改正案は、海外からのファイナンスに関する税制の修正を提案している。これにより、現行制度における過小資本税制は、直接的または間接的に関連していない債権者と債務者の間の取引に影響を与えるシナリオを排除するため、修正が加えられる。

具体的には、チリの過小資本税制の判定において用いられる「関連する債務」の概念について、現在は海外に居住する第三者によって保証が付されたローンで、保証料が市場価格から乖離しているものが含まれているが、税制改正案にてこれに修正がなされ、保証を付与する海外に居住する第三者が債務者の「関連者」であり、かつ当該貸付の「最終受益者」である場合が対象となる。

なお、「関連者」や「最終受益者」の定義は税制改正案において明確になっていない点に留意が必要である。

さらに、「プロジェクト・ファイナンス」と呼ばれる大規模プロジェクトの例外は、より広く定義づけられ、プロジェクトの資金調達コストを増加させないようにしている。すなわち、主に非関連者が通常の金額の範囲内で資金調達を行った場合、過小資本税（35%）は適用されないとされている。

#### H. Back-to-back ファイナンスの 4%の源泉税優遇に対する制限

税制改正案は、海外の銀行や金融機関がチリ企業に対して行う貸付の最終受益者でない場合、つまり第三者が海外の銀行や金融機関を通してチリ企業に貸付を行っている場合などは、海外の銀行や金融機関から付与された借入利子に対する源泉税率は、4%に引き下げられないこととなる（海外の銀行や金融機関が最終受益者である場合は、現行どおり 4%が使用可能）。

この場合、通常どおりの源泉税率 35%または租税条約などにより規定のある税率が適用されることとなる。なお、税制改正案には「最終受益者」の定義が明確にされていない点に留意が必要であり、これは今後明確になるものと考えられる。

#### I. 研究開発プロジェクトの勤労所得としてのロイヤルティー認識

税制改正案は、法人税法第 41 条 G を変更し、チリ企業が海外子会社を通じて行う研究開発プロジェクトに関して、海外子会社が他者より受け取るロイヤルティーは、チリの外国企業規制の目的上、不労所得とはみなされず、勤労所得とみなされるとしている。つまり、現行制度上、海外子会社の受け取るロイヤルティーが勤労所得である場合、配当時にのみ税がかかるが、不労所得である場合には、配当前でも当ロイヤルティー受け取りに対して税が課される点について、税制改正案は、その範囲を研究開発プロジェクトには及ばないとしたものである。

なお、当便益を受けるためには、そのプロジェクトについて、CORFO（チリ産業開発公社）とチリ税務当局によって定められた手順に従い事前に CORFO による承認を得なければならないとされている。

#### J. タックスヘイブンの管轄区域の新しい定義

税制改正案は、税務当局間での効果的な情報交換ができない地域における、タックスヘイブンの定義を変更している。タックスヘイブンの地域との取引は、過小資本税制および源泉税率増加の対象となる可能性がある点に留意が必要である。

税制改正案によると、当該地域の実行所得税率が 30%を下回る場合や、当該地域が外国所得に対して課税しない場合、このような地域は、タックスヘイブン地域と考えられるとされる。また、税務当局間の効果的な情報交換を可能とする合意が、二国間または多国間にて、チリとなされている場合は、当該地域はタックスヘイブンとはみなされないとされる。

## 税徴収に関する規定

### A. FUTに対する代替税

税制改正案は、事業を2018年1月1日以前に開始した納税者と、2018年12月31日時点で2016年12月31日以前に生成されたFUT（すでに第一カテゴリー税の対象となっている所得だが、配当前でまだ最終的な税金が未確定である未分配利益をまとめた税務帳簿）を適切に維持している納税者は、対象となるFUT残高に対して30%の代替税を適用するオプションを有するとしている。よって、この税率は、チリ非居住者への配当時に適用される追加税35%よりも5%低いものとなる。

なお、このオプションは2018年および2019年12月31日時点の金額に関して、2019年および2020年12月31日まで有効となり、上記の期間に代替税の支払いを行った場合には、その後の配当などに対して追加源泉税は課税されない。また、上記の期間に支払いを行わず代替税の適用を選択しなかった場合は、その後の配当などに対して、通常どおりの追加源泉税（35%）が課せられることとなる。

この制度を利用した金額は課税が完了したものとみなされ、非課税所得として登録される。さらに、代替税の対象となった利益は、追加源泉税がかかることなく、かつ、いかなる代償も伴わず、いつでも株主に配当することができる（ただし、通常、追加源泉税の対象となった所得から先に配当されることとなる）。なお、株主の要請により、企業は配当された額がこの代替税の対象となっているかどうかを明確にしなければならないとされている。

### B. 申告していない海外資産の登録

税制改正案は、過去の非課税資産と非課税海外所得を納税者が報告する任意の開示機会を提供している。

2018年1月1日以前にチリにて所在、居住、設立された納税者は、彼らが直接的あるいは間接的に代理人、信託、その他の仲介業者を介して海外に保有し、チリにて適切に申告せず課税を免れ消費などされた資産と所得を申告することができる。

この任意の開示の仕組みは、税制改正の公布から3カ月後～12カ月間、利用可能となる。

いったん納税者が当申告を行うと、5日以内にチリ税務当局は10%の代替税を決定し、10日以内に納税者は支払いを実行する。なお、チリ税務当局は、支払いから12カ月間かけて当申告が条件を満たしているか調査を行い、必要があれば支払額と異なる金額を決定できる。

チリ税務当局が当申告を受け入れた場合、外国為替規制、税金、株式会社および資本市場法の下で、公表資産に関する義務を遵守しなかったことによる納税者の民事、刑事および行政責任は自動的に停止し、善意の納税者と推定される。

当税制改正案は、2015年の開示機会の特徴から逸脱するものではなく、2015年の8%から10%に上昇している点で異なる。また、今回は、納税者は、2015年の開示機会では宣言できなかった不動産を宣言することができる。

### C. 税務資本（CPT）の差異の申告

納税者は、2018年度、法人税法第41条に基づいて計算された（例えば所得の未認識、金銭的指数の適用誤り、計算誤謬、事業再編プロセスにおけるミス等を含む）、税務資本額と異なる税務資本額を記した完全なる会計記録によって、チリ税務当局に対して実効所得を決定する義務を負う。また、この差異を2019年または2020年の損益計算書にて修正することができる。税制改正案は、当修正が利益を配当する企業、配当を受ける企業、そして最終的に税（追加税）を負担する企業によって、なされなければならない。

なお、企業がそれに対応する税金の差異を合理的に決定・説明できない場合は、ペナルティなしで修正することはできず、決定された差異に対して20%の代替税を支払った上で修正を行うことになる。

また、既に制裁を受けている、あるいは既にチリ税務当局より背景情報の提出を求められている事案を有する納税者は、当該便益を得る資格がない。

### D. 審理中の合意

税制改正案において、2年の間、納税者は保留中の税務関連裁判について利子および罰金の100%の金額を支払うことで合意することができる。この納税者の申請は、納税者が納税義務の支払いへ保証を付与することができる場合、チリ税務当局により承認されなければならない。

## 近代化

### A. デジタルサービスに対する税

税制改正案は、デジタルサービスに対する新たな10%の税を規定している。この新しい税は、サービスのテクノロジープラットフォームが置かれている場所にかかわらず、非居住者が提供し、チリ人が使用するデジタルサービスに対して適用される。当10%の税は、支払った全額に適用され、控除は認められない。

ここで、デジタルサービスとは、デジタル仲介、ストリーミングやダウンロードされる映画・音楽などのデジタルコンテンツのエンターテインメントサービス、海外の広告サービス、そしてデータストレージサービスなどを指している。

この条項は外国のサービス提供者がこの税を支払う義務を負う納税者になるとしているが、ユーザーが電子的手段でサービスを支払う場合、クレジットカード事業者が源泉徴収者として源泉徴収を行う。

源泉徴収者は、チリ財務省に源泉徴収金額を申告し支払う必要がある。また、税制改正案が承認された際には、チリ税務当局は、当源泉徴収と税の支払いの仕組みを導入するため、源泉徴収者のリストと海外デジタルサービス提供者のリストを作成することになる。

なお、ユーザーがチリ企業である場合、当該税は適用されず、引き続き支払いに対しては一般的なルールの下での源泉税が課税される。

## B. デジタルサービスおよびその他のサービスに対する VAT 源泉徴収者

税制改正案により VAT 法第 3 条に導入される変更によれば、チリ税務当局は、クレジットカード事業者およびその他のペイメントサービスプロバイダーに対し、VAT 源泉徴収者であると設定することができる。

## C. Green Taxes (以下、グリーン税)

税制改正案によって提案された年間グリーン税は、あらゆるタイプの施設からの有害物質などの排出を阻止することを目的として設定されている。

具体的には、排出に対する税の適用に関し、以下の 2 種類の実質的な変更が生じている。

- (a) その固定資産が粒子状物質、窒素酸化物、二酸化硫黄、または二酸化炭素を生成するすべての種類の事業体は、課税対象となる。
- (b) 潜在的に影響を受ける事業体の範囲が拡大した一方、100 トン以上の粒子状物質が排出された場合および、年間 2 万 5,000 トン以上の二酸化炭素が排出された場合にのみ、税が適用される。

納税者を決定する際の環境省の権限は、チリ税務当局が税金の計算を進める際の権限と同様に維持される。しかし、環境裁判所にて税務上の評価に対して異議を唱えることは可能とされている。

## 投資インセンティブ

### A. 建設のための VAT 特別控除

1975 年の法令第 910 条第 21 条に規定される現在の税制では、建設会社は毎月の税の支払いに対して使用することができる、VAT の特別控除を受ける権利がある。控除額は、住宅向け不動産の売却額で 2,000 チリ UF (インフレ調整後の通貨単位、2018 年 12 月 14 日現在の換算相場で約 8 万 845 米ドル) を超えない額の 65%とされている。

中産階級の住宅価格を下げるための措置として、税制改正案は、住宅向けの不動産の価値を 2,001 チリ UF (約 8 万 886 米ドル) から 4,000 チリ UF (約 16 万 1,691 米ドル) の間で引き上げることを提案している。ただし、この場合の VAT の控除額は 65%ではなく 45%となる。

## B. 減価償却

税制改正案によると、納税者は新規または輸入した固定資産（土木工事および建設投資を含む）について、投資額の 50%に相当する減価償却を 2 年間にわたり即時に受ける権利を有する。企業は、これにより新規プロジェクトへの投資の 50%を即座に償却することができ、また残りの 50%についても、翌年に償却することができるというメリットを得る。

さらにチリ南部のアラウカニア地方では、今後 2 年の間に当該地方で行われる新規または輸入固定資産への投資総額を、即時に償却できるとされている。

## C. 法第 27 条

現行制度上、VAT 法第 27 条 2 項に基づいて VAT 還付を申請する納税者は、申請前に少なくとも 6 カ月連続して、固定資産の取得または建設に関する VAT を繰り越さなくてはならないとされている。この 6 カ月の期間は、当 VAT が繰り越され始める最初の月から数えなければならない。

税制改正案はこれに変更を加え、企業による固定資産の取得のためのより良い条件を提供することを目指している。

すなわち、税制改正案は、納税者が還付申請できるようになるまでの期間で VAT 残高を繰り越さなければならない期間を、最低 6 カ月から最低 2 カ月に短縮するよう、VAT 法第 27 条 2 項を修正することを提案している。

さらに、現行の VAT 法第 27 条では、建設が固定資産とみなされるタイミングについて規定していないため、VAT 残高の繰越期間の開始タイミングが不明確であったが、税制改正案では、建設の最終承認を VAT 残高の繰越開始期間のタイミングとすることを定めている。

## D. エクストリームゾーン

法第 20,655 号は、特定の極限の地域（エクストリームゾーン）に設立された納税者が利用できる、特別なインセンティブの扱いを規制している。これはチリの遠隔地への投資に対する税務上のインセンティブである。

現時点において、そのインセンティブの一つは、新規で購入または建設した固定資産に関する第一カテゴリー税控除であり、それぞれ下記のとおり地域ごとに異なるインセンティブを与えている。

- アリカ法（チリ北部）…製品の製造または納税者のサービス提供のための建設物、機械および設備等の固定資産の価値の 30%に相当する額を、第一カテゴリー税からの控除額として付与する。なお、パリナコータ地域では当該控除は固定資産の 40%となる。
- アウストラル法（チリ南部）…XI 州と XII 州では、製品の製造またはサービスの提供のために取得または建設された建設物、機械または設備に関する固定資産の価値の 10%、15%または 32%が第一カテゴリー税控除となり、パレナ州では 8 万 UTM（Unidad Tributario Mensual：月間課税単位、約 570 万米ドル）が上限とされる。

この優遇措置は、適切な会計記録を行う第一カテゴリ税の対象の納税者に適用され、上記のエクストリームゾーンでは、500UTM（約3万5,500米ドル）を超える投資プロジェクトに適用され、現行制度上は2025年12月31日に当優遇措置は終了するとされている。

税制改正案の冒頭では、このエクストリームゾーンへの投資に関する税制優遇措置の期間を2035年まで延長することが記載されている。

## E. 資本的資産の輸入

現行のVAT法第12条B第10号の下では、チリに設立、居住または在住しているかどうかにかかわらず、直接外国投資をつかさどる法第3条に基づき、外国投資を受けるチリ企業を含む外国投資家として資格を有する投資家は、鉱業、工業、林業、エネルギー、インフラ、電気通信、テクノロジー開発、医療、科学、その他のチリのプロジェクト（少なくとも500万米ドルの投資に限る）にて開発、探査等にて使用される資本的資産の輸入に対して、VAT免除を受けることができる。

このVAT免除は、現在、開発の特徴を持つ投資プロジェクトにて使用される資本的資産の輸入に対して適用されるが、これは対象となる最初の資本的資産がチリに設置、導入されてから少なくとも12カ月の後より適用される。よって、この12カ月の期間要件によって、建設フェーズの短いプロジェクトは当優遇措置を申請することができなかった。

しかし、税制改正案は、この12カ月の期間要件を2カ月に短縮したうえで、「投資家」への言及を排除し「個人または法人」という文言に置き換えている。なお、この修正の目的は、優遇の承認プロセスを近代化することにあるとされている。

## 一般的租税回避への対抗ルール（以下、GAAR）

2014年税制改正はGAARを導入し、現在、チリ税務当局は税の支払いを避けることを目的として企業が行う契約、組織構造、行動等に対してチャレンジすることができる。

税制改正案は、チリ税務当局が上記契約などの形式面を無視して実質面を再分類するケースについて納税者に法的確実性を与えるため、GAARの規則を明確化し、これによりチリ税務当局は、確立された手順に必ず従わなければならないようになった。また、選択経済の概念に関しては、税法で具体的に認識されているオプション（現在の解釈）に限定されず、法制度に従って実行されるすべての行為または契約にその範囲を広げている。

税制改正案は、チリ税務当局の再分類の権限も制限している。チリ税務当局が「実質」を有効にするために「形式」を無視できる唯一のケースは、それが租税回避に該当する場合のみとなる。

一方で、税制改正案はいかなる特定の反租税回避ルールも GAAR に優先して適用されることを規定している。すなわち、チリ税務当局が特定のルールに従ってプロセスを開始した場合、その後 GAAR のルールの下でプロセスを再度開始することはできない。

最後に、税制改正が承認された場合、「積極的な行政上の沈黙基準」が適用され、チリ税務当局が法的な期限内に解決しない行政上の行為を要求するすべての要請、プレゼンテーション、訴えは、納税者がチリ税務当局に期限が迫っていることを通知した場合は、納税者のために解決したものとみなされる。なお、この通知は期限の 5 日前までにチリ税務当局になされなければならない。

## その他の規定

### A. 電子インボイスシステム

現行の VAT 法第 54 条では、製品の発送または製品の輸送に関する税務上の証憑 (guías de despacho) および個人に発行される請求書 (boletas) は、紙または電子フォーマットにより発行することができる」とされている。

税制改正案は、上記の選択肢を排除し、電子フォーマットのみを採用している。

### B. キャピタルゲイン

税制改正案によると、株式等の売却から生じるキャピタルゲインには売り手の選択により、20% の単一税が課されるか、チリに居住している個人の場合には総合補完税が課されることになる。

つまり、現行制度上は、通常チリ非居住者にはキャピタルゲインに対して 35% の追加税が課され、チリ居住者には総合補完税 (キャピタルゲインの金額により 10~35% まで) が課されるが、税制改正案によりそれがチリ非居住者の場合は 20% に、チリ居住者の場合は 20% と、総合補完税のいずれか低い方を選択して使用することができるようになる。

### C. 新しい納税者擁護庁 (DEDECON)

税制改正案は、税制を近代化し、納税者の法的確実性を高めるという使命に基づき、チリ税務当局との交渉時における納税者の権利を尊重し遵守するために、新しい公共サービスである納税者擁護庁 (DEDECON) を設立することとした。

ここで、DEDECON は、納税者の憲法上の権利または法的権利の確保、税の権利と義務に関する事項の納税者への指導、納税者からチリ税務当局職員に対する苦情の受領、納税者の権利の保護をチリ税務当局に提案すること、チリ税務当局からの納税者の権利を侵害するような行為に対する拘束力のない公的な勧告の発行、チリ税務当局職員に行政責任をもたらす可能性のある行為の報告、税法や裁定等の変更の提案、そして税務省の要請があればこれらの規則を解釈すること、を行う組織となる。

DEDECON は財務省の監督下にあり、上記の業務に対する料金を請求しない。また、この税制改正案が 2019 年に承認されれば、2021 年に運用されることとなっている。

#### D. ストックオプション

ストックオプションに関する現行制度によると、ストックオプションは取締役、顧問そして従業員への報酬で、会社や関連事業体、コントローラーや同じビジネスグループを構成する他の企業により付与された株式、債券、その他チリや海外で発行された権利を購入するオプションという便益を意味する。そして、ストックオプションはまた、そのようなオプションの付与または行使による報酬を意味する。

現行制度では、ストックオプションの付与、行使、売却のすべてにおいてが所得とみなされ課税関係が発生している。

一方、税制改正案は、現在の取扱いを変更し、ストックオプションが個人の労働契約あるいは労働協約にあるかどうかにより税務上の扱いを異なるものとしている。もしストックオプションが個人労働契約あるいは労働協約の下で定められている場合は、オプションの付与と行使は所得とはならない。一方で、もしそうでない場合（コンサルタント等への付与の場合）は、オプションの付与は課税対象とはならないが、オプションの行使はチリにおいて課税される。

また、いずれにケースにおいても、オプションの売却はチリにおいて課税される。さらに、ストックオプション制度のために取得する株式、債券または他の権利の売却によるキャピタルゲインは一般的な税制に即して課税されることになる。

#### E. VAT のための「常習的」の概念

税制改正案によると、VAT 細則にて定義されている「頻発」の概念は、VAT 法に規定されることになり、チリ税務当局は、納税者が業務を遂行する金額と頻度を念頭に置かなければならない「常習的」とは何かを、定義づけなければならないとしている。

これは、納税者が主たる業務としてではなく、頻繁に同じ行為を繰り返し資産を売却している場合、それが企業でも個人でも「常習的」行為とみなされた場合は、VAT の対象になるというもので、現行法上では VAT 法ではなく細則に定義される行為であったが、税制改正案ではそれを VAT 法に規定し、頻度と金額によって「常習的」行為に該当するかどうか決めるとしている。

なお、税制改正案において、チリ税務当局は特別に不動産の売却が「常習的」な場合の定義については、より明確に規定しなければならない点についても言及している。

また、チリ税務当局が行う「常習的」の再定義は、遡及的に過去の業務に影響を与えることはないとされている。

## 公布

原則として、法案の公布日は、官報に法が公表された翌月の最初の日となる。よって、当税制改正案の影響によるチリ税法の変更も、法が公布された翌月の最初の日から有効となる。

この税制改正案の中には、一部の改正が 2019 年（該当箇所…納税方式の簡素化 A. 納税方法）に行われるとされている。しかし 2018 年中に法は公布されていないため、該当箇所は、一部修正される可能性があると考えられる。

なお、デジタルサービスに対する特定の税は、官報に法が公表されてから 3 カ月後に有効になるとされている。